

長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱

令和3年3月31日

告示第277号

改正 令和7年3月25日告示第243号

改正 令和8年3月24日告示第191号

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の推進を図るため、骨髄等の提供をした者に対し、骨髄等移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において通院等とは、骨髄等の提供に係る次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血保存の採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）又は医療機関が必要と認める通院、入院等

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 骨髄等の提供を完了した時点において、市内に住所を有し、かつ、法令等による骨髄等の提供に係る他の助成金等を受けていない者
- (3) 骨髄等を提供するに当たり、骨髄等の提供のための有給休暇制度を

設けている企業、団体等に属さない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院等に要した日数（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置により生じた健康被害に係る通院等に要した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額（1回の提供当たり、14万円を上限額）とする。

(交付の申請)

第5条 規則第22条第1項第2号の規定により、助成金の交付の申請は、規則第3条第1項の申請書に代えて、長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）（以下「申請書兼請求書」という。）によるものとする。

2 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略させるものとする。

3 申請書は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、第9条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成対象者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する事項に違反していると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(助成金の交付手続の特例)

第8条 規則第21条の規定により、規則第4条第1項の交付の決定、規則第6条第1項の通知書及び規則第12条の報告書は省略し、並びに規則第15条第2項の請求書は、規則第3条の交付の申請に併合するものとする。

(確定の通知)

第9条 規則第22条第1項第2号の規定により、規則第13条の通知は、規則第13条の補助金等確定通知書に代えて、長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金確定通知書(第2号様式)によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日告示第277号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月25日告示第243号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金から適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱に定める様式に

よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（令和 8 年 3 月 2 4 日告示第 1 9 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱中附則第 2 項の改正規定は告示の日から、第 1 号様式の改正規定及び第 2 号様式の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書

(あて先) 長崎市長

申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名
生年月日
電話番号

長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 申請内容

申請金額	円		
対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち対象 日分)		
勤務先	(電話番号)		
骨髄等の提供を完了した日及びその日の住所	完了日	年 月 日	
	住所		

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所	口座 種別	普通・当座
フリガナ	口座 番号			
口座名義人				

3 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 市税の滞納がない証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 同意及び確認事項 にチェックを付けてください。

私の勤務する「企業・団体等」には、骨髄等の提供に関する有給休暇制度がありません。

私は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。また、市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。

私は、法令等による同種同類の他の助成金等の交付を受けていません。

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳、企業・団体等における有給休暇制度の有無）の確認及び調査に同意します。

第2号様式(第9条関係)

長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり助成金の額を
確定したので、長崎市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱第9条の規定により通知し
ます。

助成年度	年度	助成事業の名称	
助成事業の対象額			円
助成金の交付確定金額			円
交 付 条 件			